

広島県告示第七百六十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定によつて、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を農林水産大臣から受けた。

令和六年八月八日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 保安林予定森林の所在場所

神石郡神石高原町油木字当川内甲一七八三、甲一七八四の二から甲一七八四の四、甲一七八五、甲一七八七、甲三七九三

二 指定の目的

水源の涵養^{かんよう}

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

- (一) 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (二) 主伐として伐採をことができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を広島県農林水産局森林保全課及び神石高原町役場に備え置いて縦覧に供する。)